

# 投票区の見直し案

令和4年9月  
国立市選挙管理委員会

## 目 次

1	はじめに	1
2	投票区の見直し案作成の経過について	1
3	現在の投票区の課題について	2
4	投票区の見直し案について	3
	（1）主な見直し内容	3
	（2）投票区ごとの変更点	3
	（3）見直し後の有権者数の比較	4
	（4）投票区が変更となった地域	5
別紙1	現在の投票区（地図）	6
別紙2	投票区見直し案（地図）	7

## はじめに

選挙権は基本的な権利で、選挙は最も重要な政治参加の機会であるとともに民主主義の根幹をなすものといわれています。その政治参加を進めるために、有権者の皆さまにとって投票しやすい環境を整えていくことが求められています。

そのために投票時間の延長や期日前投票制度の創設などさまざまな法改正が行われてきました。

国立市でも、平成16年から期日前投票を開始し、市民の皆さまからの声や状況に応じて期日前投票所および開設日を増やすなど投票環境の向上に努めてきました。

一方、投票日当日の投票区割りについては、昭和47年に地域別の人口の増加および小学校の区割りを基準に、10投票区から現在の12投票区に変更してから約50年経過しており、その間に大規模な区割り変更は行ってきませんでした。なお、この間有権者数は、約45,000人（昭和47年12月10日時点）から約1.4倍の約65,000人（令和4年6月1日時点）に増加しています。

以上のことから、市選挙管理委員会では投票環境整備の一環として、投票日当日の投票区の見直しを行うこととしました。

※ 投票区の見直しは、令和5年4月執行予定の国立市議会議員選挙から反映する予定です。

## 投票区の見直し案作成の経過について

市選挙管理委員会では、現在の投票区は、人口の増減による各投票所の有権者数の偏りや投票所までの距離の不均等などを考慮すると、現状の投票環境はすべての有権者にとって必ずしも良い状況ではないと考えました。そこで、市内全体の投票区域において投票区を見直し、より多くの有権者の利便性を高めることで投票率の向上をめざすことを目的に、市選挙管理委員会の委員による「見直し検討会議」を設置し検討を行いました。

令和2年4月から10月までに開催した9回の会議を経てさまざまな検討を重ね、令和3年度に実施に向けた条件の整理および確認等を行い、令和4年4月27日の市選挙管理委員会にて正式に委員会議決しました。

そして、この案について皆さまのご意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施し、最終的な判断をすることとなりました。

なお、「富士見台第一団地投票所廃止案にかんする陳情」が令和4年国立市議会第2回定例会で採択されたことについては、市選挙管理委員会においても、重く受け止めており、パブリックコメントで寄せられたご意見をふまえて、投票区の見直しについて判断することとしました。

## 現在の投票区の課題について

- ① 旧甲州街道南側ハケ下の区域については、坂を上って投票所に行く必要があり、高齢者やお子さん連れの方にとって負担となっています。また、投票所までの距離がある区域も多い状況です。
- ② 第4投票区（東地域防災センター）は、数回の投票所変更を経て現在の場所に落ち着いていますが、建物自体が狭く導線の確保が難しい状況です。
- ③ 第8投票区（第四小学校）は、期日前投票所を駅前市民プラザに開設したことにより投票日当日の投票者が減ってきています。また、JR国立駅北側の有権者からは、駅の南北に自由通路ができたことにより距離的に近い第4投票区（東地域防災センター）の投票所に編入してほしいとの要望があります。
- ④ 第9投票区（富士見台第一団地集会所）は、区域が狭く有権者数が減少傾向にあります。ただし、投票日当日の投票率は高い状況です。また、富士見台第一団地集会所は、急な選挙を実施する時に行事等により借用が困難な状況となり、他の投票所に変更する必要が生じる場合があります。
- ⑤ 第10投票区（第二中学校）は、全12投票区での有権者数の平均が約5,400人に対し、有権者数が8,000人を超えており、投票日当日はかなりの混雑で学校敷地外の歩道まで列ができています。

■現在の投票区（地図）は、6ページの別紙1をご参照してください。

## 投票区の見直し案について

投票区は、新設1区、廃止2区とし計11投票区としています。

### （1）主な見直し内容

○新しい投票所を南部地域にあたる第三中学校に設置し、投票区番を第8投票区とします。

※投票区の対象区域：ハケ下、泉全域、谷保6・7丁目および第1・第12投票区の谷保地域の一部

- 第4投票区の投票所を東地域防災センターから駅前市民プラザに変更します。
- 第8投票区である第四小学校の投票所を廃止し、近隣の投票区へ編入します。
- 第9投票区である富士見台第一団地集会所の投票所を廃止し、近隣の投票区へ編入します。
- 第七小学校の投票所の投票区番を第12投票区から第9投票区に変更し、一部の地域を近隣の投票区へ編入します。

(2) 投票区ごとの変更点

○第1投票区

ハケ下区域を新第8投票区に編入します。富士見台第三団地を第10投票区から編入します。

○第2投票区

変更なし

○第3投票区

ハケ下区域を新第8投票区に編入します。また、矢川3丁目の一部を編入します。

○第4投票区

投票所を現在の東地域防災センターから駅前市民プラザに変更し、現第8投票区の一部を編入します。

○第5投票区

現第8投票区の一部を編入します。

○第6投票区

変更なし

○第7投票区

現第9投票区および現第12投票区のさくら通り以北を編入します。

○第8投票区

第四小学校の投票所を廃止し、弁天通りを境に第4投票区および第5投票区に編入します。また、南部地域に新第8投票区として第三中学校の投票所を新設します。

○第9投票区

富士見台第一団地集会所の投票所を廃止し、さくら通り以北の地域を第7投票区に編入し、残りの地域を新第9投票区に編入します。

○第10投票区

富士見台第三団地を第1投票区に編入します。

○第11投票区

泉3丁目を新第8投票区に編入します。第3投票区の谷保および青柳の一部を編入します。

○第12投票区

第9投票区に投票区番を変更します(新第9投票区の投票所は現第12投票区と同じ第七小学校です)。また、ハケ下区域を新第8投票区に編入し、さくら通り以北の地域を第7投票区に編入します。

■投票区見直し案(地図)は、7ページの別紙2をご参照してください。

(3) 見直し後の有権者数の比較

投票区	投票所名	現有権者数 (人)	新有権者数 (人)	増減 (人)
1区	市役所	8,280	8,177	-103
2区	公民館	5,713	5,713	0
3区	第一小学校	5,221	2,894	-2,327
4区	東地域防災センター (駅前市民プラザに投票所変更)	5,133	7,245	2,112
5区	北市民プラザ	3,133	4,587	1,454
6区	第二小学校	6,705	6,705	0
7区	第三小学校	5,374	6,516	1,142
現8区	第四小学校(廃止)	3,566	0	-3,566
新8区	第三中学校(新設)	0	3,774	3,774
現9区	富士見台第一団地集会所 (廃止)	2,324	0	-2,324
10区	第二中学校	8,065	7,434	-631
11区	第六小学校	6,404	6,311	-93
現12区 (新9区)	第七小学校	4,707	5,269	562

(4) 投票区が変更となった地域

現投票区	現投票所名	変更地区（住所）	新投票区	新投票名
1区	市役所	谷保6丁目5～22 谷保575～741、797～904、 915～1530、1626～1628	8区 (新設)	第三中学校
3区	第一小学校	谷保1274～1457、1630～16 35、1640、1644 泉1・2丁目全域、3丁目1の5～8、 22～37、4・5丁目全域		
11区	第六小学校	泉3丁目1の1～4、9～21		
12区	第七小学校	谷保400～574、谷保6丁目1～4、 谷保7丁目全域		
3区	第一小学校	青柳605～606 谷保6711～6795、6815～68 40	11区	第六小学校
8区	第四小学校 (廃止)	北1丁目全域、2丁目1～6	4区 (変更)	駅前市民プラザ
		北2丁目7～38	5区	北市民プラザ
9区	富士見台 第一団地集会所 (廃止)	富士見台1丁目1～6、28	7区	第三小学校
		富士見台1丁目7、27	9区	第七小学校
10区	第二中学校	富士見台3丁目7、17	1区	市役所
11区	第六小学校	矢川3丁目18、19	3区	第一小学校
12区	第七小学校	富士見台1丁目34～36	7区	第三小学校

■別紙1 現在の投票区



■別紙2 投票区見直し案

